

ロームシアター京都 利用時間区分及び利用料金表【2019年10月以降（消費税10%）】

（単位：円、税込）

区分	入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
楽屋兼レッスン室 （単独でレッスン室として利用の場合）	4,600	6,300	7,300	16,500	4,600	6,300	7,300	16,500
会議室	4,600	6,300	7,300	16,500	4,600	6,300	7,300	16,500

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「準備・練習」料金は、当館で行う催物の1ヶ月前から当日又は同時に準備、練習、撤収等のために利用する場合に適用し、練習等のみを目的とした利用は該当しない。なお「準備・練習」料金は「開場時間から終了時間」（「本番」）を含まない利用時間区分に適用し、入場料の有無や全席利用／1階席利用の別については「本番」に準じた区分を適用する。
- メインホール、サウスホールの「入場料を徴収する場合」の上段は入場料の最高額が3,000円以下の場合、同じく下段は入場料の最高額が3,001円以上の場合の利用料金。なお入場料とは、利用者がいかなる名義で利用するかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- メインホール及びサウスホールの「入場料を徴収する場合」の催物について、本番直前まで準備・練習としての利用時間区分が連続して4区分以上となった場合、4区分目からは本番利用の場合の利用料の10分の5に相当する額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。ただし、全日区分の準備・練習としての利用区分と重複した場合は、いずれか低い金額を適用する。
- この表に掲げる利用時間の区分を超えて施設を利用する場合の利用料は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料（9:00以前の早朝について夜間区分の料金）の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 楽屋兼レッスン室を、メインホール・サウスホール・ノースホールの楽屋として利用する場合の料金は、付属設備料金表を参照。
- ローム・スクエアその他の構内地について、メインホール・サウスホール・ノースホールの利用者が非営利目的で利用する場合は、この表に関わらず一律無料とする。
- ノースホールに限り、「本番」を伴わず7日間以上連続で舞台芸術作品創作やそのための稽古場として利用する場合において、「準備・練習」料金を適用する。ただし、連続利用の上限は1ヶ月とする。